

地方行政委員會議録第八号

昭和三十三年二月二十一日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

- 委員長 矢尾喜三郎君
- 理事 龜山 孝一君 理事 瀧田 彌三君
- 理事 徳田 吉郎君 理事 永田 亮一君
- 理事 吉田 重延君 理事 川村 継義君
- 理事 中井徳次郎君

- 青木 正君 伊東 隆治君
- 加藤 精三君 川崎末五郎君
- 木崎 茂男君 楠美 省吾君
- 渡海元三郎君 古井 喜實君
- 松澤 雄藏君 加賀田 進君
- 北山 愛郎君

出席政府委員

- 警察庁長官 石井 榮三君
- 警視監(警察庁長官官房長) 坂井 時忠君
- 警視監(警察庁刑務部長) 中川 董治君
- 総理府事務官(自治庁行政局長) 藤井 貞夫君
- 治庁行政局長
- 委員外の出席者

二月二十一日

遺失物法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出第二八号)(参議院送付)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件  
銃砲刀剣類等所持取締法案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)  
警察法等の一部を改正する法律案

第一類第二号

地方行政委員會議録第八号 昭和三十三年二月二十一日

(内閣提出第二七号)  
遺失物法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出第二八号)(予)  
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○矢尾委員長 これより會議を開きます。

○伊東(隆)委員 このたび奄美群島復興特別措置法の一部改正が議題に入りました。先般大臣から提案理由の説明がございました。御承知の通り本案は、昭和二十九年に奄美群島が復帰をいたしました翌年に、議員立法としてこれが制定されたものであります。が、

これが再び政府提案として提出せられましたことは、私としてまことに喜びとするところであります。と申しますのは、当時から奄美群島の住民は、奄美群島が母国に復帰したのは、一地方の一地域が返ってきたということよりは、むしろ日本としてあれだけの地域が南方に伸びたのであるから、新付の領土がここに生まれたのだというくらい熱意をもって、国が八年間の軍事占領から救って、そしてその復興をはかっていただきたいという熱願があったのでございます。そういう点か

らして、国が率先この復興措置法については提案いたし、予算のごときも特別の配慮をさせていただきたいものだというところは、住民こそその熱願であつたのでございます。もとよりその意思をくんで、当委員会におきまして議員立法としてこれが提案せられ、そしてここに制定せられたのでございまして、住民も非常に感謝いたしておるわけでございますけれども、もう一歩進めて政府が取りきって進んでいくて、復興に直接力を注いでいただくというのを熱願しておつたのでございませう。このたび議員立法でできた法律が、政府提案によってその期限が延長せられ、また新しい復興事項も追加せられましたことは、私としては、住民の意向を察しまして、非常に喜びとするところであります。ついでに、政府自身が私が申したような気持で、政府提案をおやりになったのかどうかをお伺いいたしたいと存じます。

○藤井(貞)政府委員 奄美群島の復興特別措置法につきましては、ただいま御指摘もございましたように、去る昭和二十九年の第十九国会におきまして議員提案として提案せられ、成立を見たのであります。その後、非常に荒廃をいたしておりました奄美群島の復興ということにつきましては、本法律の主眼省でございます私たち自治庁当局といたしまして、鋭意この法律の円滑なる施行といたすことを目的といたしまして努力をいたして参つたのであります。計画自体では当初五カ年間という

ことになっておつたのであります。その後の情勢にかんがみまして、これを何とか延長していかなければならぬという結論に私たち自身としても到達をして参つたような次第でございませう。この間本年度まで四カ年度を迎えて、本計画の実施に当たりましたけれども、奄美群島の復興審議会の委員の方々にたびたび御視察もいただき、また私どもの関係も現地にも参りました。つぶさに問題を検討して参つたのであります。が、いろいろ実情がわかつて参ります。この問題の重要性ということをおさめまして、本問題の重要性ということをおさめまして、しむじみと感じ取ることができるような状況になつて参つたのであります。政府といたしましては、奄美群島の復興ということには非常に重要な問題であり、ただ単にこれを局地的な問題というようになつては、非常に重要な問題であるという見地に立ちまして、昨年来奄美群島の復興審議会を中心としたしましていろいろ検討をされて参つたのであります。その意見の具申というものがございまして、この意見に即応いたしまして、政府といたしましては、あらためてここで奄美群島の復興計画全体を、もう一べん再検討をしてみる時期が来たのではないかと、このことについて、本法案の提案をお願い申し上げておる次第でございませう。

○伊東(隆)委員 ただいまの御説明で政府側の意図も大体わかりましたが、御承知の通り奄美群島の復興のために

は、奄美群島復興審議会がありまして、その審議会から内閣に対して復興案の答申があつた、その復興計画案なるものは御承知の通り百五十二億、五カ年計画案であつたのであります。なおこの百五十二億計画案の内容を簡単に申しますと、百十億が政府の負担分、約三十二億が起債、融資、すなわち借金でやれ、あとの十億は地元負担というところでございます。ところがこの百五十二億円の五カ年計画を過去四年間に実行してみますと、政府負担分の百十億がわずかに四十二億の支出であり、また融資、起債、地元負担等も含めての総事業額は七十億に達しなかつたということでございます。その復興計画がとにかく最初の計画通り行かなかつたというところは、国の財政が十分でない今日、私も奄美群島の者のみが、多くの国庫負担をお願いすることは無理でもございませうけれども、とにかく非常に差があつた。これらのことは私も奄美群島の者は非常に遺憾に思つておる次第でございませう。ついでに奄美群島のこの復興計画案の実施が、かくのごとくにおくれた理由、またその実施状況等について、簡単に御説明を願いたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 復興計画の実施状況でございますが、総事業費はただいまお述べになりましたように約百五十二億、このうち国費が約百十億ということになって発足をしたのであります。ただいままでの実施状況を申し上げますと、昭和二十九年、これ

は、奄美群島復興審議会がありまして、その審議会から内閣に対して復興案の答申があつた、その復興計画案なるものは御承知の通り百五十二億、五カ年計画案であつたのであります。なおこの百五十二億計画案の内容を簡単に申しますと、百十億が政府の負担分、約三十二億が起債、融資、すなわち借金でやれ、あとの十億は地元負担というところでございます。ところがこの百五十二億円の五カ年計画を過去四年間に実行してみますと、政府負担分の百十億がわずかに四十二億の支出であり、また融資、起債、地元負担等も含めての総事業額は七十億に達しなかつたということでございます。その復興計画がとにかく最初の計画通り行かなかつたというところは、国の財政が十分でない今日、私も奄美群島の者のみが、多くの国庫負担をお願いすることは無理でもございませうけれども、とにかく非常に差があつた。これらのことは私も奄美群島の者は非常に遺憾に思つておる次第でございませう。ついでに奄美群島のこの復興計画案の実施が、かくのごとくにおくれた理由、またその実施状況等について、簡単に御説明を願いたいと思ひます。

は第一年度であったわけですが、事業費といまして八億八千九百万円、国庫が七億一千五百万円、三十二年度は総事業費が二十一億一千二百万円で、国庫が十一億二千万円、三十一年度は事業費として二十四億七千万円、国庫が十一億二千万円、これに對しまして本年度昭和三十三年度総事業費は二十六億三千二百万円、国庫が十二億二千万円、こういうことに相なつてきておるのであります。三十二年度につきましては、まだ年度半ばでございますので、見込みを申し上げておるわけでございます。

以上申し上げましたように、二十九年度から始まりまして本年度までの実施額は、合計総事業費といまして約八十一億に相なつておりました、これは復興事業の総額に對して約五三%の進捗率に當つておるのであります。

この中では、やはり何と申しましたも公共事業関係の陸海交通の整備であるとか、あるいは国土の保全の関係、さらには産業復興の基礎を育成する問題、次いで文教施設というものの復興整備をはかりますとともに、その他の社会保険施設を拡充していく、こういう点に主として重点を置いて事業の進捗をはかつて参つたような次第でございます。

ところが四年度を過ぎようとしておりまするにもかかわらず、ただいま申し上げましたように、事業の進捗率は全体として半分をちよつと越えている程度である。まさしく計画通りに進んでおらない、遅延をしているのではなにかというおしかりでございます、この点は私たちが率直におかれておること自体は認めざるを得ないと思うの

であります。言いわけになりますかもしれませんが、実情をお話し申し上げますと、当初の復興計画自体は、御承知のように昭和二十九年を第一年度として、五カ年計画として策定をされたものでございます。ところで奄美群島復興特別措置法が制定せられたのは同年の六月のしも末でございます、さらに本法に基いて復興審議会に諮問をいたしました上で計画が決定を見たのは二十九年の十月末であつたわけですから、初年度は年度半ば過ぎてようやく事業が開始されるというよう

なことに相なつておる、こういうハンディキャップがあつたわけでございます。繞りてだんだん復興計画は軌道に乗つて参つたのでございますが、しかし国庫支出金の面において四十億ちよつとでございます、予定通りにはなかなか参つておりません。

こういうことになっておりますのは、何と申しましたも事業を実施するに當つて奄美群島というものが置かれております地理的条件から申しまして、全国最大の台風の頻度のあるところでございます。台風常襲地帯であります、また冬は冬で季節風の影響を受けるということが非常に多いわけでありまして、このために何としても

仕事が支障を来さず、さらには資材面と申しましても、群島で手に入るといふ資材はごくわずかなものでございまして、いろいろ建設をはかるにいたしましても、仕事をやめていくにいたしましたも、それらの資材あるいは技術というものは、本土から持つてこなければならぬという点がございます。すなわち地元における事業遂行能力というものが、なかなか思うにまかせな

い、こういうことがございます。さらには本土から遠く離れた遠隔の海上に浮んでおる一連の島嶼でございます。そういうことで、どうしても輸送関係等は海上輸送に極力と申しますか、ひとえにたよつて参らなければならぬというふうないろいろな悪条件が重なつておるのであります。また今御指摘がございましたように、国家財政の事情等もございまして、五カ年計画で予定されておる事業の進捗率というものとにらみ合せますと、

半分をちよつと越えたというふうな現況になつておりました、当初の計画通り進捗を見るのができなかったのであります、だんだんといろいろな悪条件も日がつに從ひ、また復興計画が逐次実施されるに伴ひまして、そういう臨路も目に見えて改善のきざしというものがございます。

このことができると思ひます。さらに今度の改訂計画というものが実施されて参りますと、国家財政の規模、さらにはまた地元の負担能力の点、事業の消化能力、そういったものに無理なく見合うような計画になつていくのではないかと、今後は、私たちがいたしましては、今後の本計画の実施という点に對して非常に大きな期待を持つております。何と申しましても、今後の計画の遂行ということにつきましては、なるべくと申しますか、最大限計画通りに進んで参るよう、全力を一つやつて参りたい、かように考へております。

○伊東(鷹)委員 ただいまの藤井局長の御答弁で、政府は率直に奄美群島の復興計画が最初の計画通りにはいろいろの事情にはばまれてできなかったこと

をお認めになりましたことは、今後の復興計画を実行する上に、私は非常な大きな推進力となるというふうな思ふのでございます。さればこそ、政府は進んでここにみずから政府提案としてこの法律案を出して、五カ年間の期限内でできなかったが、今後はなお五年間延長して、最初の計画にあるそれよりは少くとも約三十億もワクを上げて、すなわち百八十二億にワクを上げて復興しようというその意図は、何としてもわれわれ群島民のひとしく認め感謝するところでありまして、この計画といえども、一応計画は立てたものの、やはりこれが遂行に當りましては、またいろいろの事情にはばまれて、そうしてまたその通りの実行ができないというふうなことになるはしないかということ、われわれは憂へる次第でございます。ついではこのたび政府が十カ年計画案に改められた、その改正計画案と申しますか、この改正された復興計画なるものの大体を御説明願ひたい。

○藤井(貞)政府委員 奄美群島の復興計画の改訂の概要でございますが、この点はまだ正式に政府といたしましては、態度を確定をいたしておるものではありません。これは御承知のように本法が御決議に相なりました後におきまして、成規の手續、すなわち内閣総理大臣におきまして、鹿児島県知事が出して参ります計画をもとにして、さらに奄美群島復興審議会というものに諮問を出しまして、正式答申を得て策定をして参る手續が要るわけでありまして、その手續を、本法が幸いに成

立をいたしました際におきましては、急速に進めて参りたい、かように考へ

ておるわけでございますが、大体私たちがいたしまして、当初の計画というもの五年を、これを十年に延ばしたというふうな考へました理由、並びにその計画の大体の考へ方というものについて申し上げてみたいと思ひつてあります。

この点は、大体昨年末復興審議会に對して意見の具申がございました。その意見というものは、大筋はきわめてけつこつてございまして、この意見というものを尊重いたしながら、将来の計画改訂ということの参考にしたしたい、かように考へておるわけでございます。この改訂計画は、今申し上げましたように、当初事業費といましては百五十二億でありましたものを、その後の計画実施状況をどうしたものか、現実の姿というものをできるだけ精密に調査検討をいたしまして、しかも将来の群島経済のあり方、あるいは民政安定のめどのつけ方というふうなものも照合いたしました、具体的な内容の確定をいたしたい、かように考へておるのであります。当初の計画自体においても、どうもまだ不足をしておるものもございまして、総体といたしましては事業費総額を百八十二億、当初の計画の約二割方これを引き上げたい、そして来年度からになりますので、今後六カ年間にこれを完遂する方途をもつて仕事を進めて参りたい、かように考へておるのであります。考へ方の基本につきましては、これは従来の進んで参りました計画というものについて、根本的な改訂を加えるというものではございません。あくまで当初立てられました方向というものは、今われわれ

ました方向というものは、今われわれ

が考えましても十分奄美群島の事情と合っており、そうそこはないというふうな考へておるのでありまして、ただその後の実施の状況というふうなもの、十分にはらみ合せまして、現実、合った改訂計画の作成ということに持って参りたいと考へておりました。抽象的ではございますが、基本方針を申し上げますと、今申し上げましたように、引き続き非常に立ちおくれしておりますので、必要施設の整備、戦災並びに災害によって長く荒廃にゆだねられて参りました諸施設の復旧、さらには行政分離の期間が非常に長い、そのために行政の空白というものが非常に多く生じておられますので、これを取り戻すための諸施策を講じて参りたい、特に地元民の自立精神というものを高揚いたしますことも大事でございますので、これと並行して各種産業の生産性というものを向上せしめまして、この復興計画というものが打ち切られましても、打ち切られたときに、がたっと参ってしまうというふうなことは困るので、その点必要な基礎条件を整備して、一人立ちができる、全国並みの施策を講じて参りますならば一人立ちができるというふうなことを目標といたしまして、群島経済の自立化の促進をはかりたい、こういう含みをもちまして本計画の策定に当って参りたい、かように考へておるような次第でございます。

そこで大まかに事業費の内容を申し上げてみますと、陸海交通の整備、これについて改訂計画としてわれわれ考へたいと思っておりますのは、約五十二億八千万円、それから国土の保全関係、公共事業がおもでございますが、これが九億四千四百万円、産業の振興、これが七十八億一千万円、文教施設の復興整備が二十七億四千万円、保健衛生施設及びその他の社会福祉の充実に十三億六千万円、大まかに事業の内容を区分けいたしましたので、この五つに分けてみたわけでありまして、そういう大項目のものにおける事業費の割り振り、これによって奄美群島復興の目的を達せしめたいという大体的方針で進みたいというふうな考へておる次第でございます。

○伊東(隆)委員 たいだいまの御説明で、このたびの施設復興計画案なるもの骨子がはっきりしたわけでありまして、ただいまのお話にもございまして、百五十二億計画案が百八十二億計画案にワクが広がったことは大いにけっこうでございますが、復興事業をやりますと、その復興事業なるものがもうストップした際には一人歩きができない、すなわち港や道路はりつぱになつたけれども、産業の復興が十分でなかつたために、依然として島民は苦しい生活をしなければならぬという苦しい生活をしていなければならないことがありはしないかというところが一般に懸念されておるわけでございます。今度の改訂計画案の中に、産業復興の点にもだんだん重きを加えられておられますけれども、この点については一そう留意せられて、復興事業がなくなつたら落ちこぬように、特別の配慮を願いたいと思つた次第でございます。

係、公共事業がおもでございますが、これが九億四千四百万円、産業の振興、これが七十八億一千万円、文教施設の復興整備が二十七億四千万円、保健衛生施設及びその他の社会福祉の充実に十三億六千万円、大まかに事業の内容を区分けいたしましたので、この五つに分けてみたわけでありまして、そういう大項目のものにおける事業費の割り振り、これによって奄美群島復興の目的を達せしめたいという大体的方針で進みたいというふうな考へておる次第でございます。

○伊東(隆)委員 たいだいまの御説明で、このたびの施設復興計画案なるもの骨子がはっきりしたわけでありまして、ただいまのお話にもございまして、百五十二億計画案が百八十二億計画案にワクが広がったことは大いにけっこうでございますが、復興事業をやりますと、その復興事業なるものがもうストップした際には一人歩きができない、すなわち港や道路はりつぱになつたけれども、産業の復興が十分でなかつたために、依然として島民は苦しい生活をしなければならぬという苦しい生活をしていなければならないことがありはしないかというところが一般に懸念されておるわけでございます。今度の改訂計画案の中に、産業復興の点にもだんだん重きを加えられておられますけれども、この点については一そう留意せられて、復興事業がなくなつたら落ちこぬように、特別の配慮を願いたいと思つた次第でございます。

ただいまの御説明にもありました通り、今度の改訂復興計画案なるものは、百八十二億のうち百二十一億が政府負担分でございます。その百二十一億のうち、すでに過去四年間に政府が負担いたしました四十二億を引きますと七十九億となる。すなわち向う六年間に政府が負担する総額は七十九億と相なるわけでありまして、従つて一年の負担額を見ますと、すなわちそれを六で割つてみますと、十三億三千万円になるのでございます。しかるに三十三年度の予算額を見ますと、十二億五千万円にすぎません。この点から見ましても、さつき私が申しました懸念、すなわちせつかくワクも広げ、政府もみずからお乗り出しになつて実行に当られたというその第一年において、もうすでに十三億三千万円年額の予定が十二億五千万円に、約八千万円、一億円にも近い減額があるということ、またまたこの計画が向う六年間において実行せられないのではないかと懸念を感ずるような気がいたします。かくのごときことでは、せつかくの改訂計画案なるものも、また実行不足になるおそれがあります。この点に關しまして政府はどういうふうな考へておられるか、御所見を伺いたいと思つた次第でございます。

○藤井(貞)政府委員 来年度の事業費は予算案として、今御審議をいただいたおるわけでございますが、この事業費は十二億三千万円ということに相なつておるのであります。御指摘になりましたように、今度の改訂計画案というものを、そのままだに実施して参るというところに相なります場合におきましては、国庫支出といたしまして毎年平均約十三億三千万円程度の支出を参らなければならぬということになるわけでありまして、ところが最近の状況を見ていただくと十分おわかり

なつていたいただきますように、国庫支出金ないし事業費というものは、若干ずつではございますが、毎年増高をいたしてきております。取り立てて言うほどの金額ではないかもしれませんが、毎年着実にふえてきておるのであります。また来年度の予算額十二億三千万円と申しますけれども、これは政府の一般的な経費節減の方策というものがここにも適用を受けておりますので、こういう額になつてきておるのであります。現実的には十二億九千万円程度ではなからうかというふうなわれわれも承知をいたしておるのであります。しかしこれにいたしまして、今後六カ年間にわたつて本事業を円滑に推進していくという点につきましては、若干の不安の念が奄美群島の住民諸君の間には、おおい隠せないのではないかと申すのであります。特に今後六カ年の計画を進めていくと申しますと、これが毎年々々平均的に国庫支出が十二、三億程度というふうになつていきます場合に、もしそういうことでございまして、今後六カ年度を経まして、その次から全部なくなつてしまつておると考へておるのであります。もしも困ると考へておるのであれば、むしろ初めのところはカーブを高くして、あとは円滑にだんだんと下降線をたどつていって、最後はそんなに大きなギャップがなくて、一般状態に戻つていくというふうなことをやるのが理想ではないかと考へておるのであります。そういういたしますと、やはり当初に相当の馬力をかけて参りませんとすまいかという事情もございまして、そういう面から見まして、来年度の予算額自体は十分とは言えない

ものがあるのではないかと。これは率直に私も考へておるのであります。しかし全体として今後の見通しが明るくついて参つた、レールが敷かれたという点についてはございまして、その点についてはわれわれもある程度意を強くいたしておる次第でございます。が、今までも若干ふえつつある傾向、並びに今後計画改訂のめどが大體立つようになつてきたという客観的な情勢の變化というものとらみ合せまして、私たちは改訂計画が実施せられた後においては、十分な財政的な裏づけという点については努力をいたしまして、決して今度の改訂計画案自体を机上プランに終らしめないように努力をして参りたい、かように考へております。

○伊東(隆)委員 たいだいまの答弁でございまして、大蔵当局の出席を待つて、もつと掘り下げて私は申し上げたいのでございまして、委員会にお願いたしますことは、次会においては、大蔵当局の御出席、いやできるなら大蔵大臣の御出席をぜひお願いしたいと思つた次第でございます。ただ、たいだいまのお話の中にごさいますことは、六年計画の中で大體の総額をきめて、今度大蔵当局との間に話が大体つきましたことは、私はこれは自治庁の大きな成功だと思つた。だが、私もその意味で自治庁の成功を非常に喜んでおりました。かわらぬ、第一年度においてすでに、かくのごとき、いわばどじを踏んだような格好になつておられますことは遺憾でございます。ですから、最初の御計画の通り大蔵当局との話し合いを実行に移すよ

ものがあるのではないかと。これは率直に私も考へておるのであります。しかし全体として今後の見通しが明るくついて参つた、レールが敷かれたという点についてはございまして、その点についてはわれわれもある程度意を強くいたしておる次第でございます。が、今までも若干ふえつつある傾向、並びに今後計画改訂のめどが大體立つようになつてきたという客観的な情勢の變化というものとらみ合せまして、私たちは改訂計画が実施せられた後においては、十分な財政的な裏づけという点については努力をいたしまして、決して今度の改訂計画案自体を机上プランに終らしめないように努力をして参りたい、かように考へております。

○伊東(隆)委員 たいだいまの答弁でございまして、大蔵当局の出席を待つて、もつと掘り下げて私は申し上げたいのでございまして、委員会にお願いたしますことは、次会においては、大蔵当局の御出席、いやできるなら大蔵大臣の御出席をぜひお願いしたいと思つた次第でございます。ただ、たいだいまのお話の中にごさいますことは、六年計画の中で大體の総額をきめて、今度大蔵当局との間に話が大体つきましたことは、私はこれは自治庁の大きな成功だと思つた。だが、私もその意味で自治庁の成功を非常に喜んでおりました。かわらぬ、第一年度においてすでに、かくのごとき、いわばどじを踏んだような格好になつておられますことは遺憾でございます。ですから、最初の御計画の通り大蔵当局との話し合いを実行に移すよ

うに、ぜひこれは努力していただきたい。また、お話の中にもありました通り、六年計画のうち初めの三年、四年くらいまでは漸次むしろ額を上げて、どうか落ちにならぬように最後の二年をだんだん額を少くして、そうして打ち切るなら打ち切るというふうにしなれば、復興事業のやり方としては円滑に行かぬのではないかと御意見はまことにその通りでございます。その意味から申しまして、初年度の予算の増額については、一つ大蔵当局の御出席を待つて私は強く要望いたしたい、かように存する次第でございます。

次にお尋ねいたしたいことは、これも大蔵当局としては十分でございます。質問いたしたいことを留保いたしたいのでございますが、かくのごとく、とにかく過去四年間、大島の復興事業は計画の一部を履行して、なるほど港も、名瀬港のごときは見違えるようになりまして、それから古仁屋港には船の横づけができます。龜津港の船の横づけも近いこととございます。かくして各島における港湾の設備もだんだん整つては参りました。また道路のごときも徳之島一周道路も完成いたしましたし、各島の道路も改善を見つづけてあります。かくのごとき公共事業の改善は、むしろ著しく進んでおるといってよろしいと思つておられます。しかしながら島民のふところもあつたかたかたか、当時の方が、いろいろの点においてやりよかつたというの島民ひとしく申しておるところであります。でございますので、この復興事業の進め方につ

いても漸次、さつき申しした産業復興に重点を移していかなければいけないというところではだれも考へておるのでございますが、その中でもとにかく困つておるのは農民のふところでございます。徳之島は人口五万余の第二の島でございますが、黒糖の本場でございます。しかし島民のふところが非常に貧しいので、青葉のうちにサトウキビの時代にこれを売って加工してしまつて、せつかくこれを加工して黒糖に製造したときには、それら金融業者の手によって利益の大半は奪われてしまつておる。農民は依然として青葉売りの苦境から救われていない。すでに復興第五年目を迎えております。今日、そういう悲境にあるのでございます。それで私も自治庁とも協力し、特に自治庁は率先して産業開発の特別基金を置かなければならぬということに意をいたされて、大蔵当局と話されておることは、われわれ非常に時宜を得た案であると思つて、私も政治的にこれを推進をいたしておるのでございますが、どうも今のところ見通しが暗い。それでこの点につきましては、一そう自治庁は腰を据えてこの機会にやらなければ、港や道はだんだんよくなつても、島民のふところは占領下の時代よりは苦しくて、青葉売りは依然として続いております。この窮状を救えないと存じますので、いづれ大蔵当局が参りましたときには、この点についてもっと詳しく自治庁の考えも私承わりたいと思つておる。さしあたり藤井局長の御所見を伺いたいと思つておる。

○藤井(員)政府委員 奄美の復興計画の推進に伴ひまして、奄美の群民所得

というものも、年々相当に目立つた向上を示して参つております。これは、この所得等を算定いたすことによりまして、明らかでございます。私たちがこの点非常に明るい見通しを持っておるのであります。しかしながら全体的な水準自体が非常に低いのであります。全国的な水準等を見ました場合には、これは上つたと申ししても、それ自体がきつめて低いということは御指摘の通りであります。今御指摘になりました、何らかの政府の資金をもつて特別に金融機関を設置をして、一般の金融機関の金融ベースに乗らないような農林水産等の零細事業者に対して融資をなすことを目的とするものを、一つ考へてみたらどうかということ、私たちが事務当局といたしても、ある程度研究を進めて、その実現には努力したいと考へておるのであります。私たち微力でありましたために、来年度におきましてはどうかその見通しがつかないままになっておりますが、しかしこの点はあきらめたわけではございません。ぜひとも近い将来においては、この実現を期したいということ、努力をいたしていきたいと思つております。復興事業が相進捗をいたしました現段階におきましても、群民経済の実態というものは、今御指摘になりましたように非常に脆弱でございます。特に金融措置というものについては、きつめて劣弱でございます。もちろん中央機関でございますが、農林中央金庫でありますか、あるいは農林漁業金融公庫等の金融機関において、政府資金の流れについて配慮はいたしておられますけれども、どうも十分に末端までには流れていかぬというら

もあるのであります。特に奄美群島の場合、農業の協同組合ということが非常に盛んであります。その組織率もきつめて低位でございますし、またせつかく協同組合が組織されておるすところでも、その財政基盤がきつめて悪くなつておるものはほとんどないといつたような状態で、その結果、農民各位においても、その資金を利用することが事実上困難な状況であるわけでありませう。群民経済の自立化を促進をして、農民の経済的基盤を強固にいたしますためには、復興事業の実施とあわせて、どうしても今申しました資金の融通機関の必要性があるのではないかと今申しました。私たちが今申しましたも、今後ともその実現についてさらに具体的に研究をいたしますとともに、その実現の緒につきますように、さらに努力をいたして参りたい、かように考へておる次第であります。

別ワクをしてもらつたらどうだろうかという案もござりますけれども、それでも島民には窓はきつて閉められて、その実行はなかなか困難でございますので、どうしてもこの復興期間だけでも、この特別基金の制度を設けなければ島民のふところはいつまでも貧しく、青葉売りは解消しないと信じますので、これは次会に大蔵当局の出席を待つて、もっと掘り下げてお願い、またその所見をただしたと思つた次第であります。

○伊東(員)委員 島民の経済状態をよくするために、産業特別基金というものを設置したいという自治庁の計画は、私もこれは全力をもって推進したいと考へておるものであります。少くとも五億程度の基金が特別にありませんと、現在の農民の危急は救われぬのでございます。なるほど農林漁業金融公庫または中小企業金融公庫その他、公庫がたつきさんありますけれども、非常に条件がきつて、すなわちワクがきつておるので、島民の経済状態の現状においては、これらの金融公庫を利用することは至難でございます。なおまたこれらの金融公庫の中で、資金のイヤー・マーク、すなわち特

次に港湾の問題でございますが、奄美大島の復興と申しますのは、やはり何といつても港湾が事業の中心になるわけでありませう。すなわち群島と本土との連絡、また島々の間を結ぶ点におきましても、港が第一であることは申すまでもありません。その港湾の建設でございますが、名瀬港だけは、幸いに国営と申しますか、運輸省がこれの着工に当りましたので、非常によ

りでございます。しかるに名瀬港以外の各港の築港状況は、実に寒心の至りでございます。あの台風常襲地帯、いな、むしろ台風が上陸して吹きすさぶ島々におきます状況におきましては、まるでさいの川原の石垣みたいなものでございまして、せつかく港の回復にかりますと、台風が来てこれをこわし、また作ればまたこわす。この実情は、特に徳之島、沖之永良部の和泊港において幾たびか繰り返しておる状況でありまして、すなわち県当局が地元建築業者等に委任して着工いたしますと、何分にも技術においても経験においても、あの困難な地帯の着工にはなかなか力が及ばない。そのた

めに島民もいささか、最近に至っては  
着工問題については非難し始め、これ  
は幾たびやりかえても、まだ台風が来  
れば突堤をこわし、またせつかく作つ  
た港のいろいろな施設も洗い流されて  
しまう。これはやはり名瀬港の実情に  
かんがみましても、国の技術と経験で  
持つてこなければいけないじゃない  
か、特に徳之島や沖之永良部のように  
比較的大きな島、いな、進んでは喜界  
島、与論島に至りましても、港の改  
築、特にあの台風常襲地帯における港  
の築港に当っては、どうしても国の技  
術と経験を持つてこなければいかに  
じやないかというのを痛切に感ずる  
のであります。私はこの機会に、政府  
はこの点に関してどういうふうにか  
ておられるか、また現在着工中の港灣  
工事の進捗状況について、政府の見  
ておられる点を承わりたいと思う次第  
であります。

○藤井(島)政府委員 最初に港灣の修  
築状況について簡単に申し上げておき  
たいと思いますが、奄美群島は本土と  
も遠く離れておるわけでございます  
で、各島間の交通これすべて船舶によ  
らざるを得ない実情であることは申す  
までもございせん。従つて港灣の整  
備ということに關しましては、まず本  
土との交通の門戸として、今お話のあ  
りました名瀬港を重要港灣として整備  
をいたすことといたしまして、各島に  
は相互に連絡可能なように港灣を整備  
をしていきたい。その場合に全国最大  
の台風の頻度があり、また冬季には季  
節風の影響もあるわけでございませ  
んが、各島の実情に應じておおむね  
ね主港、副港——主たる港と副たる港

と、場合によつては主港を使うけれど  
も、使えない場合には副港が利用がで  
きるというふうな観点に立ちまして、  
主港、副港を保有する形式にしていく  
ということがいいことじゃないか、こ  
ういう一般的な考え方をいたしてお  
るわけであります。これらの主要な港灣  
といたしましては、今出ております名  
瀬のほかには龜徳、和泊、灣、茶花、平  
土野、これらの六港がございまして、  
六港を整備をして参る考えでござい  
ますし、また瀬戸内町の島嶼部等に  
おきましては、これは海上交通の必要  
性が特に入り込んでおります関係も  
ございまして、この点から見まして  
港を整備することにしたしておるの  
であります。その中でおもなものに  
いて工事の進捗状況を申し上げます  
と、名瀬港は、これは二十九年度から  
着工いたしまして今まで五三%、それ  
から龜徳は三十年着工でこれもやはり  
五三%、灣は三十年着工でこれは五分  
の一、二〇%であります。和泊は三十  
年度着工で四二%、こういう進捗状況  
になつておりますが、なかなか名  
瀬港につきましては、これは運輸省の  
直轄工事で行つておられて、現在  
で一千トン級の船舶が接岸できる状  
況にまで整備をされておるような次第  
でございまして。

でもありまして、作業の可能日数とい  
うものはきわめて少いというふうなこ  
ともございまして、なかなか思うよう  
にはまかせませんが、そういう悪条件とい  
うものをできるだけ一つ除去すること  
によつて、工事の進捗をはかつて参  
りたいと考えておるのでございませ  
ん。ちろん請負業者の能力が問題がある  
というふうな点もございまして、これ  
の点につきましては、一氣に全部を直  
轄工事に切りかえていくかどうかにつ  
いては、なお問題がございまして、や  
り地元一般の産業、地元業者の振興  
というものもかたがたはかかってい  
ければならぬという要請もございませ  
ん。しかし大規模な、しかも早急  
に実施を要するようないくつかの重要  
港等の工事につきましては、運輸省の  
直轄工事ということも十分考へてい  
く措置ではないかと考へられるわけ  
であります。私たちがいたしまして  
この点につきまして目下関係省とも協  
議をいたしておられます。法律的には  
十分あるような見通しを持ちつつある  
わけでありまして、今後これらの方向  
に向つて一つ善処をして参りたいと考  
へておる次第であります。

とになるのであります。委託港とい  
う形式で、すなわち地方団体から国に  
これを委託すれば、九州地方において  
は下関ですかにある港灣建設局が直接  
築港に當つて、大牟田にある強力なる  
機械を動員して名瀬港をあんなりに  
ばに築港ができたように、徳之島にお  
ける龜徳港、その他永良部におきま  
す和泊港、進んでは灣、及び茶花の諸港  
についてもできるという法律上の私は  
立場もあると存するのであります。特  
に今度計画の中に載りました事項の中  
で最も大きな沖永良部の知名港の開  
き、これは港のないところに新しい港  
を二億数千万円を投じて新しく開き  
しようというふうな、かくのごとき大  
事業でございまして、かくのごとき  
事業は土地の業者などでは台風常襲地  
帯において機械が吹き流されるとかい  
ろいろの懸念もあつて、着工をためら  
う点もあります。またやりまして、  
技術、経験等において至らぬ点がある  
と思ひますので、ぜひこれらの港につ  
きましては、法律上いろいろの手続も  
とりまして、一つ運輸省が直轄でこ  
れを建設するようにお願いいたしたい  
と思ひます。

川村継義君。  
○川村(徳)委員 時間もだいぶたつて  
おるようでありますから、簡単に尋  
ねたいところから、明快に一つお答え  
おき願ひたいと思ひます。  
きょうは道路交通取締法の改正問題  
について二、三点お伺ひいたしますか  
ら、当局の明瞭なる御所見を一つお聞  
きしたいと思ひます。  
まず第一に提案されております道路  
交通取締法の改正、つまり二十六条の  
四を設けるという問題と道路交通取締  
法の第十条との関係でございまして、第  
十条はいろいろ車の最高速度を規定  
たしてあるのであります。その車の  
最高速度は命令でこれを定める、こ  
ういうことになつて第十条に数項目き  
めてあります。なお施行令の十五條で  
最高速度を明示いたしておるのであ  
りますが、この取締法の十條及び施行  
令の十五條、こういうふうな関係を考  
へて当局が交通上の取締りを実施して  
参りますならば、あえて今回の二十六  
四の設定を考へなくてもやれるのじや  
ないか、こういうふうな見解を持つわ  
けです。もちろん各県の公安委員会は  
この法及び施行令に基いてそれぞれ  
の立場で車の最高速度等をきめて取締  
りに當つておるとは思ひますけれども、  
国家公安委員会の方で各県の公安委員  
会に対して協議するとかいうふうな手  
段を尽せば二十六條四の改正というよ  
うな問題は解決していくのじやない  
か、こういうふうにか考へておるわけ  
です。第十条及び施行令と今度の改正  
の二十六條の四、こういうものにつ  
いての關係及びその見解はどのよう  
にお考へてございませうか、まずお伺ひ  
たいと思ひます。

なおい第二として、今御指摘になりま  
したような港灣の修築工事等が地元  
業者者に請負わされておるということ  
のために、きわめて進行の状況がお  
おそい、これは一つどうにかならぬか  
という点でございませうが、その点  
はなるほどものも少くはないのでござ  
いませう。地理的条件、気象的条件等、  
非常に悪条件が重なつておることに

なおい第二として、今御指摘になりま  
したような港灣の修築工事等が地元  
業者者に請負わされておるということ  
のために、きわめて進行の状況がお  
おそい、これは一つどうにかならぬか  
という点でございませうが、その点  
はなるほどものも少くはないのでござ  
いませう。地理的条件、気象的条件等、  
非常に悪条件が重なつておることに

なおい第二として、今御指摘になりま  
したような港灣の修築工事等が地元  
業者者に請負わされておるということ  
のために、きわめて進行の状況がお  
おそい、これは一つどうにかならぬか  
という点でございませうが、その点  
はなるほどものも少くはないのでござ  
いませう。地理的条件、気象的条件等、  
非常に悪条件が重なつておることに

なおい第二として、今御指摘になりま  
したような港灣の修築工事等が地元  
業者者に請負わされておるということ  
のために、きわめて進行の状況がお  
おそい、これは一つどうにかならぬか  
という点でございませうが、その点  
はなるほどものも少くはないのでござ  
いませう。地理的条件、気象的条件等、  
非常に悪条件が重なつておることに

なおい第二として、今御指摘になりま  
したような港灣の修築工事等が地元  
業者者に請負わされておるということ  
のために、きわめて進行の状況がお  
おそい、これは一つどうにかならぬか  
という点でございませうが、その点  
はなるほどものも少くはないのでござ  
いませう。地理的条件、気象的条件等、  
非常に悪条件が重なつておることに

○坂井政府委員 お尋ねの点でございますが、道路交通取締法の十條の一項に「諸車の最高速度は、命令でこれを定める」ということで、政令で最高速度をきめておるわけでございます。ただこれはあくまでも車についての最高速度でございます、その車が実際に道路を走る場合におきましては、各府原の事情によりましてその最高速度の範囲内で、さらに公安委員会がその道路道路につきまして速度をきめておるわけでございます。それがきのの委員会でございまして、その点について

○川村(継)委員 お尋ねしていることについて大へんばくとしたお答えのようでございますが、私には先ほど申し上げましたような疑問と申しますか、そういう見解が生まれてくるわけです。それを今回二十六条四の設定によって取締りの強化をはかっているというふうな考えでありまして、私には二十六条四の提案をなされるについては、もっとも深くお考えがあるのじやないかと思っております。二十六条四の条文が示しておりますようなことだけでは、先ほど申し上げましたように十條の規定があるし、施行令の規定があるし、しかも今度同じ警察法の一部改正で移動警察の一項を改正する提案もなされておる。その中

にはいろいろ移動警察の権限等について皆さんの協賛してやっていけるように改正されるわけです。道路交通取締りについても、国家公安委員会あるいは各県公安委員会の方で協議してやっていけば、二十六条四の四であたのじやないか、僕はこういうふうな見解に立っておるわけです。そうでないとなると、この二十六条四の提案というものは、あなたの方で何かほかにもっと非常に強い必要性があつて提案されておるのじやないか、こう思わざるを得ませんからお尋ねしたわけです。そのところをもう少し具体的にお願いします。はっきりと御所見を披瀝してもらいたい、こう思うわけ

時間ありませんから、私の方でお尋ねすることをもう少し追加いたします、二十六条四には「国家公安委員会は、政令で定めるところにより」というような言葉を使つておる。そうして最後の方には「諸車の最高速度の制限その他政令で指定する事項に係るもの処理について指示する」というふうな条文になつておる。そこで先ほどお尋ねいたしましたような問題と、この法文が示しておるところの内容からいまして、政令というものは現在ある政令をそのまま考へておるか、新しく政令事項を規定しようか、新しく政令事項を規定しようか考へておるならば、具体的にどういふものを考へておるのか、それがお聞きする一つのものであります。

なにおしましの方に「政令で指定する事項に係るもの処理について指示する」というんだが、その「処理につ

いて」ということは、一具体的にいえばどういふことか、こういうことがお聞きしたいものの第三点になるわけ

○坂井政府委員 私の説明が足りなかつた点があるかと思つてございまして、十條できめて参りますのは諸車の最高速度であるというのであります。車についての最高速度でございまして、従いまして、こういうように道路等が整備して参りますと、車そのものについては相当高い速度をこの命命ではきめる方が、むしろ時代の進展に沿うのではなからうかというふう

に考へられるわけでありまして、しかしながら道路の状態は非常にまちまちでありまして、非常によいところもあれば非常に悪いところもある。またカーブのところも直線のところもあるというふう

に、各土地の事情によりまして相当違つておるわけでございます。従いまして具体的な道路についての最高速度は、その土地を管轄しておる各公安委員会がきめるという趣旨が十條の趣旨でございます。そこで十條の趣旨によりまして各道路について最高速度を府の公安委員会がきめるわけでございますが、それが府の境等に例をとりますと、きつめてはつきりわかりませんように違つておる。その違いも非常な

不合理が生まれてきておるわけでありまして、そこでそれを今回国家公安委員会が指示して訂正し得るような権限を持ちたいというのが、今度の改正の要点でございます。従いましてこの道交法の一部改正という政令というのは、新しく今度考へておる政令でございます。今までは今後新しくどういふ内容の政令を考へておるかということでございますが、第一に道路の区域を特定いたさなければならぬわけでありまして、たとえば高速自動車国道、あるいは一級国道、あるいは二級国道につきまして、具体的にどの道路だとか、またその道路の始まりの点と終りの点を特定しなければなりません。そういうことを指定したいということが政令の内容の一つになるかと思つて、それからそのほかに、いろいろ交通規制の指示基準というふうなものも、この政令できめて参りたいと思つております。

お尋ねの第三点であります、それによつて具体的に国家公安委員会はどういう場合に指示をするのだということでございますが、その点はたとえて申しますと、一番早いかと思つて申しますが、道路の通行の禁止または制限に関するような事項、それから自動車または原動機付自転車の最高速度の制限に関する事項、これが先ほど申しました滋賀から京都に入る最高スピードが非常に違つておる、それをある点指示によつて規制しよう、こういうことでございます。それから車馬の並進または転回についての制限に関する事項、それから停車または駐車を禁止する場所の指定に関する事項、あるいは追い越し禁

止の場所の指定というふうなものを考へていきたい。ただ前にも申し上げましたように、これらの事項はできるだけ府県当局の話し合いによりまして話を進めたいと思つておるわけですが、どういふことになつておるわけでありまして、従いまして今度の道路交通取締法の一部改正は、お尋ねのように非常に広い権限をこの改正によつて得たいというふうなことでござい

○川村(継)委員 今の点については別の意見もあるのですが、またあとでお聞きいたします。

その次に聞いておきたいと思つて、警察当局が、特に交通取締りの第一線にいて活躍して下さる警官の諸君の労苦に対して、われわれは心から敬意を表しております。特に昨日いろいろ交通取締りの状況を視察させてもらったのであります、われわれが従来知つてゐる以上のいろいろな問題を知ることができまして、非常な勉強になつたと思つております。ところがこういう道路交通取締りのことを考へて参りますと、あなた方はこういうふうな提案をなさるといふことより以上に、もっとも交通取締法の改正について考へていただく問題が非常に多いのじやないか、こういうことをつくづく考へたわけですね。きのうも警視庁でいろいろお話が出ておつたやうであります、今日のものすこい交通事故というものは、これは警視庁からも警察のあなたたちの方からもたくさん資料をいただいで、その資料を見て

止の場所の指定というふうなものを考へていきたい。ただ前にも申し上げましたように、これらの事項はできるだけ府県当局の話し合いによりまして話を進めたいと思つておるわけですが、どういふことになつておるわけでありまして、従いまして今度の道路交通取締法の一部改正は、お尋ねのように非常に広い権限をこの改正によつて得たいというふうなことでござい

実は驚いております。これくらい多くの交通事故を起しておりますから、これをなくすというのがやはり警察の大きな使命でなければなりませんし、こういうような交通事故を少くしていくというところについては全国民が全力をあげなければならぬ、こういうような感じを持つわけです。それを足元の東京都内あたりの問題を考えてみると、きのうもお話が出ておったと思いますけれども、広背物の問題であるとか、あるいは路面電車の問題であるとか、あるいはいろいろな道路上の施設の問題であるとか、あるいは道路工事の問題であるとか、こういうような問題を考えていかなければ、ここに提案されているような、こういうようなことを考えられただけでは、この交通事故などというものは防ぎ得ないのではないかと、こういうことを強く感じたわけですから、きのうでございますかきょうでございますか、朝日新聞にも「神風タクシー」というような見出しで実例をあげて書いておられますけれども、交通取締りをつらにして交通事故を防いでいくためには、あのタクシー業のあり方を考えなければならぬ、それには陸運局の問題も検討しなければならぬし、労働基準法の問題も考えていかなければならぬ、そういう総合的なものが全部現われて参りましてこういう交通事故防止の成果が上がるのじゃないかということをお考えのわけです。それはそれといたしまして、ここに提案されているような問題で、交通事故などというものは決して防げない。たとえばある県とある県の間で最高速度が非常に違っておりますから、これはある点、均一、調整したからといって今日

のような恐るべき状態はなかなかその簡単になくなるものではなくして、むしろ先ほどから申し上げておりますような問題点を、具体的な問題として取り上げていって初めてこういう事故が防げるのじゃないかという感じを非常に深くしたわけですね。

そこで、たくさんありますけれども、具体的に一つ、二つお尋ねしますと、あの第一線に活躍しております白バイに乗って働いている人たちの勤務状況は、一体どういふふうになっていくかということ、一日に八時間勤務でありますならば、一時間白バイに乗って交通の取締りに当る、一時間はおりに休息するとか、あるいは事務の整理をするとか、そういうような形になっているのか、あるいはどういふ状態のときに二時間なら二時間連続して白バイに乗るのか、こういうような勤務条件をまず一つお聞かせ願いたい。

○坂井政府委員　きのう視察をいたしてきましたが非常に御理解もいただいたかと思っておりますが、現在の交通の問題は非常に大きな問題でございます。われわれ警察当局のみの方をもちましてはいかんともいたしたくないことは御承知の通りであります。内閣に交通事故防止対策本部というものが設けられますので、関係各省集まりまして総合的な対策を樹立いたしておるのであります。これが多少事故防止の面に効果があるか、警察といたしましていろいろの努力をいたしておるのであります。御指摘になりました道路交通取締法の改正も大事な問題であると思っております。今回の改正によりましてはとて

きのうごらんいただきましたいろいろの問題が解決できることにならぬのは当然なことでありまして、われわれとしましては、近い将来に全面的な道路交通の規制、取締りにつきましての措置を講じて参りたいと思っております。ただ現在警察庁として交通関係の職員もきわめて少いのであります。ざっとばらんに申しますと、警察庁で交通関係をやっている者は五名の定員にすぎないわけでございます。従来われわれが急増であったというところは率直に認めなきやならぬところであると思っておりますが、今回御審議をいただいております保安局の考え方、交通課の考え方によりまして、この点を改善し努力して参りたい、こういうふうにご考慮をいたして参りたいと思っております。

白バイの勤務員についてのお尋ねでございますが、これは各府県相当事情が違っております。この勤務制度も非常に違っておりますのでございまして、一がいにお申上げることができないのであります。きのうごらんをいただきました警視庁の例をとってみますと、三交代で時間差をつけて勤務をしております。勤務時間は通常の勤務時間と同じようになっておるのでございしますが、なおおまかせのことにつきましてはお尋ねがあらまされば、説明員からお答えしたいと思います。

○川村(経)委員　白バイの警官の人たちの勤務でございますが、あれは詳しくまだ存じませんが、きのうちょっと聞いたところでは、私先ほど申し上げましたように、大体車に乗って勤務している時間が、五時間ほどあるというふうな話も聞いたのであります。あの

警官に五時間も車に乗せて交通取締りの勤務をさせるというところは、少し酷くないか、私はそういう感じを受けてたのです。これはやはり警視庁として、あるいはその元でありますあなた方としても、十分考えてもらわなければ、あの人たちの疲労度、あるいは勤務の成績の非効率という状態が出て来はせぬか。これももういろいろごまかく申し上げなくても、あの緊張した状況で白バイに乗って、あの緊張した状況の中で、かりに一時間ずつ休むとしても、車からおりにいたしまして、一日に五時間乗車勤務というところは、大へなことじゃないか、こういうことを考えたのです。こういう点についてはあなたの方で十分考えてもらうことによって、また交通の事故を防いで行くという成績が上るんじゃないかというところを思うわけですね。警視庁の方には予備隊がたくさんおりますが、現在の予備隊は一体何人おって、日ごろどういふことをやっておるかということをお尋ねもいたしますが、そういうような予備隊等の人員を配置転換することによって、この白バイの勤務をするような交通関係の警官をたくさん増員し得るのではないかと、こういうところを考えたのです。私としては皆さんの方の意見をその白バイの勤務をしておる人たちの増員するとか、あるいはその勤務条件を緩和してやるか、そういうことによって交通取締りの能率を上げてもらう、あるいはそういう事故の発生を防いでもらう、こういうことにはしていただくのが一つの有効な手段じゃないか、こう思ってお尋ねしているわけなんです。一つ御見解を聞かせていた

だきたいと思っております。

○坂井政府委員　五時間ずつと続けて勤務しておるのではありませんので、一時間勤務したら休憩をする、それからまた勤務するというふうになっておるところが多いと思っております。ただ御指摘のように、非常に神経を使う肉体的労働でございますので、この関係の警察官で病気になる者も非常に多いように思います。そこで各府県ともこの対策に苦勞しておるのであります。何とかと申しましては自動車数がふえるというところで、白バイをどんどんふやさないければならぬ状況になっておるわけでありまして、従いまして、われわれとしましては、白バイというあの機械をたくさん予算をいたいただくということが一つの方法であり、またその乗務員をなるべくほかの勤務場所を節約して、こちらの方に回すということが必要になってくるわけでございます。現在非常に勤務が過重になっておることも、一つには人が足りないこと、一つには白バイという機械そのものが少い。しかもそれを非常にフルに活用しなければ交通の取締りが円満に行かないというところによって、過重になっておると思っております。車及び人を増やすだけではないかというふうなことを考えておるわけでありまして、来年度の予算におきまして、この白バイの強化につきましてはある程度お願いをいたしておるのであります。人員の点につきましては、今回はそれができていないことは残念でございますが、できるだけほかの面を節約いたしまして、この方に回したい。ただ将来を考えるとすれば、やはり交通勤務員は

第一類第二号 地方行政委員会議録第八号 昭和三十三年二月二十一日

七

つかぬのではないかと、というような心配を私どもはいたしておる次第でございます。

警視庁の予備隊もある程度白バイ等に回さなければならぬ時期に來ていると思うのでありますが、今回またパトロール・カーも大量にふやす予定でありますので、その乗務員等も結局は機動隊員あたりを回さざるを得ぬというふうに現在では考えているわけでありま

す。現在警視庁に機動隊員が千八百名の治安の状況にかんがみまして、機動的な警察力を確保しておく必要もあることは御承知の通りであります。これをパトカーあるいは白バイに回すといましても限度があるのではなからうかというふうに考えております。

○川村(継)委員 またそれらについて後日お尋ねすることがあると思ひますが、もう一つ、きのう車に乗ってずと見ていきまして、われわれしろうととしても非常に強く感じたのは、道路の両側にいろいろ交通規制の札が立っている。速度の制限であるとかあるいは駐車禁止の区域であるとか……と

ころが、私たちに——特にしろうとの関係もありましようが、なかなかそれが目につかない。こういう状態では、運転手も一々これを読み分けてその規制に従って交通の規則を守るのは、大へんじゃないかと思つたのです。というところは、第一はどこにあるのかはつきりしない。どうも区別がはつきりしない点がある。あたりに

は広告がばいばいあって、いろいろの色の雑多なやつがあつて、交通規制のいろいろの標識がよくわからない。私は今日の交通事故をなくする一つの手段と

しては、この問題も何らかの方法で十分研究される必要があると思つた。特に夜ともなれば、いろいろネオンなどが出て参りまして、そういう問題がもっと倍加するのではないかと考えたわけですが、交通事故を少くする、これを防いで行くについては、そういう問題が私は非常に重要だと考えたわけですが、そういう点についてどういう御見解を持っておられるか。

もう一つは、運転手あたりに対してそのような、たとえば午後の何時から何時まではあの道路は駐車禁止になるとか、あるいはいろいろ規制のそれが変わると思うのですが、そういうのをどうして伝達されているのか、周知徹底されているのか。あの標識一本によつて連絡する、あるいはそれを知らせるという方法になつていないか。これは私は交通事故を考える上においては大問題だと思つた。特にきのう自動車の試験場に参りますと、一日に数千名の諸君が運転手の免許証を取りに来て、次から次に新しい運転手が生れてくる、こういう人たちの状況などを考えると、交通規制についてのいろいろの方法を周知徹底させることは大へんなことであるし、またそれをやらなければ交通事故はなくなるにやないか、

こういうことを考えたのですが、私はこういう点が交通取締り上の大きな問題じゃないかと思つたわけですが、それについての御見解を一つ聞かせておいていただきたい。

○坂井政府委員 御指摘の点まことにごもっともな点が多いので恐縮いたしておるのでございますが、道路標識等につきまして、われわれとしましては、一応形や色で見分けられるように

配慮はいたしておるわけでありませう。一々そこに書いてある文字等を読まなくとも形や色で見分けられる、また設置の場所も大体こういうところに設置するのだというふうなきめておるわけでありまして、営業目的のタクシの運転手あたりは大体それでわかると思ふのであります。しかしながらしろうとの運転手、すなわち自家用の運転手の人たちはなかなか現在の状況ではわかりにくいというところはお説の通りだと思ひます。これは先ほど申しましたように、警察だけの問題ではなくして、いろいろの広告物の点等も考えまして解決しなければならぬ大きな問題であると思つておりますが、今後ともこれを解決するにつかまして遺憾のないような措置をとつていきたいと思つております。さつぱらにいいまして、もうわれわれの方は交通警察につきましては追われた形になつておりました、そういう意味で従来の実績があまり上つていないというところは率直に認めざるを得ないかと思つたのであります。今後十分努力をして参りたいと思つております。

○川村(継)委員 今の標識の問題にいたしまして、私は交通取締りの上から非常に重要な問題じゃないかと思つたわけですが、私は交通取締りの諸問題があると思はれる中で、今標識の問題、それから白バイに乗って勤務しており、それから白バイに乗って勤務しております警官の勤務条件の問題、この二つを今ここに例示して見解をお聞きしたのですが、これはやはりもう早急に解決してもらわなかならぬとも思ふ大きな問題である、こういうふうな思つておるわけでありませう。

るお聞きすることは後日に譲ります。が、当初お聞きしましたように、今度の道路交通取締法の二十六条四の改正というところは、これによつてももちろん交通取締りがよくなるということは考へていない、まあこれはこれの必要によつて出したのだというふうな御見解でありましたが、先ほどお尋ねいたしましたように、政令の内容、あるいは政令に従つて指示するところの内容事項というところは、私は自分の見解を固執するようでありませうけれども、何も必ずしもこういう二十六条四を新しくお作りにならなくとも、皆さん方の方で各都道府県の公安委員会等と連絡をとられて協議していければやれるものだ、私はこういうふうな考へる。そこでどうもこの二十六条四の提案については、別に皆さん方が考へておられる問題点があるんじゃないかというところをお聞きしたわけですが、そういうことはないというお話でありませう。そこで各県の公安委員会では、速度制限について非常に違つておるから、ある点これを均一化する必要がある、こういうことでありますが、必ずしもなぜそうしなければならぬかという、この根拠についてどうも私は納得がいかない。各県の公安委員会は自分の所轄するいわゆる道路あるいは路面であるとか、あるいはその直線であるとかカーブであるか、いろいろの状況によりまして、ちやんと法文に従つて最高速度の規制をいたしておると思ひます。そういうふうなものの中において、皆さん方の方で、あえてここから

このことをおっしゃらなくてもいいのではないかと。たとえばある県からある

県を五十のスピードで走つてきた。ところが次の県に入つたら四十のスピードになつておる。その四十のスピードというのは、その県の公安委員会でそれが適当だという、いわゆる自主的な判断に基いておそれく規制されておりましたから、五十が四十に落ちておる。それでいいのじゃないか。それを無理して両方ともひくくおつて四十五にしてどうか、あるいは隣の県の五十に合せろとか、あるいは別の隣の県の四十に合せろ、そういうことをなさる必要はないのじゃないか。私はむしろそういうふうな違いがあることこそが、土地のその道路の情勢に応じて作られた制限でありますから、そのまま認めていられることが、私は交通の取締りの上から考へても有効じゃないか、こういうふうな考へえ方が出てくるわけでありませう。何も皆さんの方では無理して規制をする、齊一化するというふうな考へえを立てられなくてもやつていけるのではないかと。また一面に、私前にも長官にお尋ねいたしましたように、公安委員会の今日の状態は、大へん変なたえでありませうけれども、私たちは、

りっぱな肉体を持った公安委員会ではないと思つております。いわば現在の地方の公安委員会というものは、からだ組みはできておりますけれども、骨ばかりになつておる。その公安委員会を皆さんの方でごんごんに縛つてかかきますと、その骨がくずれてしまつて白骨になつてしまふのです。これは言い過ぎかも知れませぬけれども、自治体警察、民主警察の基本をなしておる公安委員会というものを皆さん方が大事になさるならば、こんなことで一々

皆さん方の方から命令をしたり指示を



したりしてやっつけられる必要はない  
じゃないか、そういうことを考えて先  
ほど一番お尋ねいたしましたよう  
に、二十六条四を設定されるについ  
ては、ただここに書いてありますよう  
な趣意書あるいは法文、それだけで  
ないのじゃないか、またそういうこと  
はこの法文をお作りにならなくても  
やるのじゃないか、こういうことを考  
えてお尋ねしておるのです。それにつ  
いての長官及び官房長の御所見を一  
つ再度お聞きしたいと思います。

**○坂井政府委員 道路交通取締法の**  
一部改正につきまして、提案理由の  
明、あるいはここで私どもが説明する  
以上の何か考えがあるのではないかと  
いう御質問でありますが、何ら他意は  
ございません。提案理由で述べた  
こと及び私たちがここで説明してお  
る通り、現在の実情をいかにしようと  
したい点につきまして、ある点規制を  
しようという意図でございます。各府  
県の実情があるのだから、各府県の公  
安委員会にまかせたいのじゃないか  
というお話でございます。道路交通取  
締法は、まさにそのようになってお  
るのでございますが、どうしても各府  
県で話し合いがつかない、あるいは  
府県を離れて考えてみた場合に、それが  
不合理である。その不合理も、話して  
もなかなか直してくれないというとき  
に、初めてこの指示をやりたいとい  
うことでございます。たとえて申しま  
すと、神戸から名古屋までの高速道路  
ができる、あるいはまた関門トンネル  
の国道ができる、ああいうところにお  
きまして県の境というようなことがあ  
まり意味がなくなる。それにもかかわ  
らず、いろいろスピードその他につき

まして各府県が各府県の立場にとら  
わられての規制をすることが、工合悪い  
が生じた場合に初めてこの国家公安委  
員会が指示するのでありまして、普  
通の場合であれば、理屈を言えば大体  
わかってくれると思うのでありま  
す。が、いわば最後の伝家の宝刀とい  
う意味で、国家公安委員会の指示が  
なされると思うのでございます。従  
いましてこの改正案が通りましても、  
またほつほつ国家公安委員会が指示  
するといふのはありませんので、でき  
るだけ各府県の話し合いを進めてい  
く、それでなおかつ解決しない場合に  
伝家の宝刀で指示をする、こういう  
考え方をしたいと思います。

**○川村(維)委員** 伝家の宝刀とい  
うことでやってもかわられてはあり  
がたくないわけですから、むやみに  
やることは考えていない、こういう  
ことだと思います。

そこで具体的に最後にちょっとお聞  
きたいとおきますが、自衛隊等の車  
でもやはり交通取締りの規制を受け  
ておると思いますが、どうい  
う場合に制限速度を越してやっ  
ていくことになっておりますか。政  
令にはいまいわゆる緊急自動車とい  
うことでいろいろ規定はありますが、  
緊急自動車として見る、あるいは  
そのほかのことは全然ございませ  
んか。

**○坂井政府委員** 自衛隊の車だから  
といって、特別の取扱いは現在  
は全然いたしてありません。

**○川村(維)委員** 最後に一つ望  
みますが、いろいろお聞きした  
問題

点があります。先ほど申し上げました  
ように、今日の交通状況というものは、  
わかれわかれに身の毛のよだつよう  
な思いがするわけですね。そこで  
いろいろ交通取締りについて具  
体的に解決しなければならぬ問題が  
非常に多いと思います。それらにつ  
いて一つ全力を尽くして、交通安全  
の防止のために御努力を願  
う、たびたび申し上げております  
に、皆さんの方で国家公安委員  
会が持っている権限をより以上に縮  
小して、あるいは抑圧したり、そ  
ういふような状態にならないよ  
うに一つ気をつけていただきたい、  
それだけきょうはお願ひし  
まして、私の質問を終りま  
す。

**○承田委員** 事故発生の原因のこと  
に、関連しまして一言だけ質問  
しておきますが、タクシ  
ンなんか事故を起こす大  
きな原因の一つは、運転手  
が非常に過労していること  
ではないかと思ひます。朝  
から晩まで走り回ってたく  
たす。朝から晩まで走り回  
ってたくたす。朝から晩まで  
走り回ってたくたす。朝から  
晩まで走り回ってたくたす。  
朝から晩まで走り回ってたく  
たす。朝から晩まで走り回  
ってたくたす。朝から晩まで  
走り回ってたくたす。朝から  
晩まで走り回ってたくたす。  
朝から晩まで走り回ってたく  
たす。朝から晩まで走り回  
ってたくたす。朝から晩まで  
走り回ってたくたす。朝から  
晩まで走り回ってたくたす。  
朝から晩まで走り回ってたく  
たす。朝から晩まで走り回  
ってたくたす。朝から晩まで  
走り回ってたくたす。朝から  
晩まで走り回ってたくたす。

金をとられるならばそれは気の毒だ、  
罰金は私がお金持たせようと言  
ったら、罰金じゃないんです、一  
時間なり二時間なりの間に何  
キロ以上走らなければいけない、  
こういうことではないですか。  
東京あたりはどうか知りませ  
んけれども、これは関西の話  
ですが、そういうことをすると  
運転手をいたさないに  
疲れさせるような形になる  
んじゃないかと思う。こうい  
うことはどうなんですか。  
無理に運転手を疲れさせて  
いるような傾向がある。それ  
で私はその運転手に聞いた。そ  
れじゃ君、おれはどうい  
うのだと言ったところが仕方  
ないから今からあなたを  
おろしておいてから神戸ま  
でから走って帰って来れば、  
その間の三時間か四時間  
ほどの間にそれだけの規定  
の距離を走ったから、始末  
書はとられないのだと言  
う。全くだ、からで走って  
戻ってきたらガソリンを使  
って交通を混雑させて、そ  
うして始末書をとらない  
のだ、まことに矛盾した話  
だと思ふのですが、こうい  
うことは御存じないですか。

**○石井(義)政府委員** 交通事故の  
原因はいろいろあるのござ  
いませぬ。その一つは運  
転者の勤務の過勞と申しま  
すが、こういうことが一つの  
大きな原因になっていること  
は私もよく承知をいたして  
いるのでございませぬ。ま  
すが、これは一にかかると  
業者の運転者に対する労働  
管理と申しますか、労働条  
件に対する改善と申しま  
すか、待遇改善と申しま  
すか、こういった問題の問  
題になるかと思ふのであり  
まして、そ

うした点については中央官庁とい  
たしましても、労働省等におき  
まして、いろいろ研究工夫、必  
要な施策を講じておられる  
ように思っているござい  
ませぬ。私どもも十分に関  
係各務の実情というものを  
十分に調査して、考慮願  
うべき点は十分考慮して  
いたしまして、改善をはか  
っていくようにいたしてい  
たと思っております。

**○承田委員** 私がお聞きした  
こと、これは陸運局の方で  
取締りをする側からい  
うと、交通事故という面  
から見ると、実際にか  
けた話であって、しかも  
ガソリンをむだに使っ  
て、からで走って来な  
ければ始末書をとられ  
ない、こういうような  
点は警察の方でも取り  
締らたらどうですか。そ  
ういふふうな会社  
の規則は、皆さん自  
家用車に乗っておられ  
るから御存じないか  
もしれないけれども、  
私タクシンの乗って  
初めて経験したわけ  
ですが、運転手が過  
勞をしいらる結果に  
なるわけ、事故もふ  
えるわけですから、  
こういう点を一つ  
お取調べになって、  
そういう会社の  
内規のようなものが  
あれば、改正さ  
せようと思ひま  
すか……

**○坂井政府委員** 問題は一  
營業会社の労働管理  
の問題であると思  
います。従いまして警  
察の問題にはなら  
ないかと思ひませ  
ぬ。そういう実情  
をよく調べて、ま  
して関係各省に  
連絡をいたした  
らどうかと思ひ  
ますが、現地  
の方にも一  
べん問い合わせ  
てみたいと思

います。

○北山委員 関連してただいままでいろいろお聞きしているのですが、道路交通の問題、交通安全の問題というのは、常識的に考えても単なる警察取締りの問題ではなくて、道路関係あるいは運輸関係あるいは労働関係、それだけの問題が関連しているわけですから、私も期待するのは、実は警察ばかりじゃなくて、運輸省あるいは建設省あるいは通産省、そういうふうな関係の各省が集まって、いかにして今のこの殺人的な交通の問題を解決するか、その対策を講じてやっていただくのが一番いいと思うのですけれども、何かそこまではやっておられないように、ただいまの答弁では考えられる。従ってこの委員会としては、今までやはりこの交通取締りの問題を再々やりましたが、一歩も前進しないわけなんです。ちょうど今国会は委員会としてもそれほど大した法案もないようでありまして、いろいろな角度から交通安全の問題を取り扱う意味において、単に警察に要望するだけじゃなくて、運輸省あるいは労働省あるいは建設省の方の関係者、それから今お話のあったタクシース会社とかあるいは労働組合の関係者も呼んで十分これを検討して、そして何らかの結論をこの委員会としては出すべきじゃないか。それについて必要とあれば小委員会を設けてもいいでしょうし、そういうふうな取り運びを一つ委員長の方で理事会等に諮ってお進めをいただきたい、こういう点を要望いたしておきます。

○中井委員長代理 ただいまの北山さんの御提案につきまして、理事事に議題として出しまして、できるだけ御要

望に沿いまするように努力いたしたいと思えます。

○龜山委員 ただいま永田委員からの御指摘ですが、やはり現在のいわゆる神風タクシースの走行キロ数で料金を支払うという点にあるのじゃないか、従ってこれはむしろ外国にあるようにある程度走った時間を加味する点とか、あるいは同時に乗った人の数も加味できるようにタクシース料金というような点をぜひ考えていかなければならぬのではないかと。これは警察当局にお話しするのは無理かもしれませんが、今永田委員の御指摘に対してそういう感じがありましたので、そういう点に対しての研究ができておるかどうかが。今同僚の北山委員の言われた点もわれわれ全く同感です。これはこの国会の会期中に、ぜひわれわれもそういう小委員会を作って検討したいと思う。ただしこの法案はなるべく早くあげるように、それを条件にしてわれわれは賛成するものであります。

○石井(業)政府委員 ただいま龜山委員の御指摘のありましたタクシースが時間と距離とをかみ合わせたものでやるのが理想的ではないかということ、外に国においてはすでにそういうものが使われているというふうな聞いております。現に警視庁におきましてもその点につきましては着意いたしまして、関係業者の方々といろいろ懇談を進めております。でき得る限りすみやかにそうしたものが使用される段階に持っていきたい、かように考えております。関係方面と極力ともどもに研究をいたして実現をはかつておるところで

ございます。

○永田委員 時間がありませんが、簡単に交通事故の問題について……一方交通の問題なんです、一方交通をやっておると非常に事故がなくなる、私も思うのですが、外国なんかへ行ってみますと、ずいぶん一方交通ばかりになっておる様に思えます。日本ではまだそこまで行っておらぬのでありますけれども、これはどうなんですか、日本でも一方交通にこれからやっていったら、交通事故がなくなるのじゃないかと思うのですが、その点をちょっとお尋ねいたしたい。

○石井(業)政府委員 全くお説の通りに私も考えておりますので、今後具体的実情に照らして、一方交通の側所を漸次多くしていくというふうなことをしまして交通事故防止に努めたい、かように存じております。

○永田委員 これは交通事故と反対のことになるかもしれませんが、騒音防止のことであります。実は東京へ来る外人なんかは、日本の町といものは世界中で一番雑音でやかましいとよく言われる。私は去年ちょっとオーストリアの方へ行つて驚いたのは、町が非常に静かです。自動車がなにか警笛を鳴らすことがめつたにない、非常に静かでありまして気が持たなかったものであります。日本へ帰つてくると、とたんにがやがややかましく、ところがこれをやかましく助長させておるのが警察じゃないかと思われるところがある。それは曲角とか追い越しのところとかなんかには、必ず警笛を鳴らせという標識がついておるわけです。おまけに英語でサウンド・

ホーンとある。外人も鳴らさなければいかぬのかと思つて鳴らすわけです。騒音防止ということからいいますと、それと逆行するようなことを皆さんの方でやっておられるような気がするのですが、もう少し静かにやってみよう方法は無いでしょうか、ちょっとお尋ねしたい。

○石井(業)政府委員 事故防止の見地から最小限度に必要な場合に警笛を鳴らすことを、現在の法制の建前としてとっておるのでございます。ところが現実には必要以上に警笛を鳴らしておるという面が確かにかがえるのでございまして。そうした点は関係者の十分な自覚を促すように平素指導をいたしておるつもりでございます。全般的に騒音の問題につきましては、これは確かに研究しなければならぬ問題であると思ひます。現在のところ若干の府県に条例をもって騒音を取り締めておるところがございまして、国といたしましては全国的に取り締める法律はまだできておりません。今後この問題は十分研究に値する問題であると思つて、われわれも研究に取りかかっておる状況でございます。

○木崎委員 関連して一言伺いたいのですが、いろいろ事故が起る原因について、先ほど来論議をされておるのですが、空車が至るところ走つておるといふこと、これをパークさせるような考え方が一応考えられないかどうかという点と、それから最近日比谷公園の地下とか、今年が東京都八重洲口の前のところに有料駐車場の建設に入るようすけれども、この間龜山委員からも御指摘があったのですが、路面の駐車に対してパーキング・メーター

か何かつけてまして有料駐車させる、それで制約をして一面路外の駐車場に車を持ち込ませるといふこと、それから前段申し上げました一般の自動車空車でひっきりなしに客を拾うというふうなものを、ある程度方向づけるというふうなことが交通行政上真剣に考えられておるかどうか。それから有料駐車場というパーキング・メーターをつけてやるものを、これも私は詳細にわかりませんが、道路法の改正では、たとえば東京なんかの場合は東京都がやるようにならぬのじゃないかと思つておるのですが、そういうことをいざやろうという場合に何か交通取締り上、むしろ警察当局の方には困るというふうな御意見があるように聞いておるのです。そういう意見のために、昨年度道路法の改正をやつたのですが、現実に進まないといふようなことを私ちょっと耳にしたのです。そういうことについて御存じでございますら、この機会に一つはつきり御意見を承つておきたいと思ひます。

○坂井政府委員 この前の国会に建設省から提案いたしました御議決いただきました駐車法というのがございまして、各府県と申しまして東京都が中心になると思ひますが、東京とか一定の地域には、普通の車を駐車してはいけない。それで駐車場というのを設けて、駐車場以外にはとめてはいかぬといふことをやろうといふこと、ございまして。われわれとしまして、そういうことが非常に望ましいことであると思ひまして、賛成をして協力をいたしておるわけでございますが、駐車場を作ることにつきまして、なかなかむずかしい、いろいろの技術問題がござ

います。しかしわれわれとしましてはできるだけの線で、たくさんは駐車ができて、駐車場以外のところは駐車させないというような方針がいいのではないかと思っておるわけでございます。別に警察が文句を言っておるわけではないのでございます。

○木崎委員 空車の問題はどうでしょうか。

○坂井政府委員 道路交通取締法によりまして、異常に交通量が多いところは、流し禁止の地域を指定できることになっておりまして、東京都内等でも、ところによりましてはそういう措置を講じておる次第でございます。

○木崎委員 あとに御質問があるそうです。私と一ツだけ……。私はまだ外国に残念ながら行ってないのです。ところが帰って来た人の話を聞きますと、空車が猛烈に走っているというふうな話はないといわれているのです。私も最近にせひ見たいと思うのですが、日本のようなガソリンの少い国で、しかも一面交通事故防止の面から考えましても、あの日暮れどきなにかに、たとえば銀座なら銀座に行きますと、空車が殺到してくるので、大抵業者というものは時間によって人の集まるようなところをのみ込んでおるのでしょうか、たとえば新宿に集まるとか、そこへフルスピードで空車が集中してくる、その地帯が混雑をするというのが現状において事故が発生する一番大きな原因になっておるのじゃないかと思つておるわけですが、そういうことについて何かもう少し大きな観点から——これに業界なんか果して協力するかどうかわかりませんが、空車を

めちやくちやに走らせるといふようなことを、ある程度全体的な規制をしていくというふうなことが、国家全体の観点からも、経済の観点からいってもではないかと思つておるわけですから、私なんか足が悪いものですから、至るところで拾えた方が便利は便利ですが、このごろは路上を歩くことすら危険だといふような状態なんです。今後一ツ真剣に御検討いただきたいと思つておるのですが、お願いだけ申し上げておきます。

○中井委員長代理 亀山孝一君。

○亀山委員 前々回の委員会でありましたか、中井委員から銃砲刀剣類等所持取締法案につきまして重要な質疑がありました。当時中川刑事部長、石井長官は欠席しておられましたので、この際その点を一つはつきりとお伺いしたい。私かわりまして伺いますが、違つておれば中井委員から御訂正願います。今度の改正案の第四条で漁業、建設業、これが銃砲刀剣類の所持については、公安委員会の許可を得れば持てるということになっておる。ところがこの規定は、上段の方は「狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助」というように、それぞれ行為によつてこれを制限してある。ところが建設業と漁業については業態というもので触れておるが、この点があるいは広きに失するのではないか、これに対して、この銃砲刀剣の今度の法案の趣旨からいって、いまだ少し限定すべきではないか、こういうふうな御趣旨のように私は伺つたのですが、中井さん、そうでございませうか。——それについて一つ明確なる御答弁を願います。

○中川政府委員 危害予防上の見地から、なるべく許可の範囲を具体的に明確にしたい、まことにごもっともでありまして、私たち大賛成であります。そういう見地で第四条を立案したものであります。要するに危害予防上の見地からのみいへば、許可の範囲は狭い方がいいということに相なるうと思つておるのですが、他面第四条の趣旨とするところは、社会生活上または産業上必要なものについては、一定の規制のもとにこれを認めていこう、この限度でございませう。これを一番丁寧に書けば、社会生活上または産業上という書き方ですが、それでは御指摘のように目的を達成いたしませんので、具体的に一つ一つ拾つて参つたのであります。人命の救助までは確かに具体的なことが明確になっておつて、漁業は具体的にいえるが一般的ともいえる、こういう御指摘であらうと思つておる。建設業に至つてはさらにその感を深くする、こういう御指摘であらうと思つておる。私も立案に當つて注

意深くそれを研究したのでございませうと、漁業については坂井政府委員も説明したと思つておるが、前条の八号に掲げる捕鯨用標識銃等が、比較的定型的なものが多いということは事実でございませう。そういうもので定型的なものは、製造業者、すなわちメーカーと、パイヤーは許可を要せずして前条、すなわち第三条によつて持てる。それをほみ出すものを全面禁止いたしませんと、産業生活上困る面がございませう。三条の書き方とわざと異なつた文字を用いたのであります。具体的に申しますと、多くの場合は捕鯨用標識銃等が多いのでございませう。

ども、漁業に従事していらつしやる方の中には、比較的例は少ないのでございませうけれども、漁村等におきましてこの法律に定める銃砲刀剣類を用いて漁業に従事しているケースが若干ありますので、そういうものにつきましては無制限に許すべきではございませうけれども、公安委員会の行政処分によつて許す道を開いて参りたい、こういう趣旨でございませう。建設業についても全く同様なのでございませう。確かに建設業で現在定型化したものといつたしましては、建設用びょう打銃及び建設用網索発射銃が定型化したものでございませうけれども、建築事業がだんだん進歩して参りまして、この銃砲または刀剣類を用いる建設業が日進月歩でだんだん多くなつてくる、こういうことに対しまして、この規定がなかりせば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点がありますので、この建設業という言葉を用いたのであります。実は建設業を入れたら、第二十二国会でお願ひいたしましたのでございませうが、従来はこれを認めていなかったのでございませう。建設業関係が相当進歩して参りましても、建設業に用いる銃砲、こういうものがだんだん出て参りましたので、これを入れたような次第でございませう。これのしほり方についてございませう。これも十分研究したのでございませう。が、漁業について申せば全国各地の漁村等で行われておられます漁業で、例は非常に少ないのでございませう。やや多種多様な例がありますので、漁業という言葉でしほらざるを得ない、幸いに漁業につきましては漁業法という規定がございまして、漁業法によつて固

がコントロールしよう、また水産資源保護につきましては、水産資源保護法によつてコントロールしてあるという、法律上の別の実体法がある関係がございませう。水産資源保護法と漁業法をならみ合せて漁業という文字を用いたのであります。建設業につきましても実体法上現在の建設設置法にも建設業という言葉を用いておられますし、二十四年の法律一〇〇号の建設業法でもこの言葉を用いておられます。で、現実の実体法上用いた言葉を用いる方が内容が正確に相なりますので、その性格に概念構成をいたした文字を用いまして、建設業に必要な銃砲を、公安委員会で認められる限りにおきまして許可をして、それからこの法律の事務上の規定等によつて危害予防上の制限をして参りたい、こういう趣旨でございませう。中井委員を初め亀山委員の御指摘のごとく、なるべくしほつて参りたい。しほるといふことの限定は、こういう産業のそれぞれの発展を阻害しないという範囲において、だんだん制限をきつていきたいと思います。これは人命救助についても同様なことが言えるのですが、人命救助につきましても、定型化したしほつたものにつきましても、救命索発射銃と救命用信号銃があるわけではございませうが、定型化したもの以外でも人命救助のために必要なものが将来出てくる、こういうことを念頭に入れまして、それをこの法律においてふさいでしまふということになります。文明の進歩を妨げることになりますので、この四條の人命救助と三条八号の文字をわざと違えまして、だんだん科学の進歩、地方の実情

等によって発達するということを念頭に置き、しかも危害予防上の必要の調和点を見出したい、こういう努力をして参りまして、わざと三条は違えた文字を用いたのでございます。この点、御了承願いたいと思えます。

○中井委員長代理 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会